

2019年2月8日

株 主 各 位

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

株式会社 **キャンドウ**

代表取締役社長 城戸 一弥

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年2月25日(月曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年2月26日(火曜日)午前10時
(受付開始予定 午前9時15分)
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー東京
地下1階「センチュリールーム」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第25期(2017年12月1日から2018年11月30日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期(2017年12月1日から2018年11月30日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知の内容につきましては、早期に情報を提供する観点から、本招集ご通知発送前に開示しております。
3. 連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.cando-web.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
従いまして、会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
4. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.cando-web.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2017年12月1日から
2018年11月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2017年12月1日から2018年11月30日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか、各種政策の効果もあり、個人消費や設備投資が上向き景気は緩やかに回復しております。しかしながら、通商問題や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等により、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

小売業界におきましては、実質賃金の増加がプラス要因に働き、消費マインドも改善傾向にありますが、他方で度重なる自然災害の影響もあり消費は一進一退が続く状況となりました。

こうした経営環境のなか、当社グループは、2018年11月期からの3ヶ年について新たに定めた中期計画『Next3』を推進しております。当連結会計年度におきましては、他社との差別化への取り組みを今まで以上に追求すべく、「選ばれる独自性の確立」を全社方針として掲げ、出店、商品、販売の全般にわたる計画の実行と企業文化の変革に取り組んでまいりました。

店舗開発戦略では、積極出店に伴い、直営店、F C店、卸取引、海外の多様な案件情報の一元管理を推進し、個別案件ごとの最適な取引形態の提案に努めてまいりました。これにより百貨店や駅ビル、話題性の強い商業施設への出店等、売上高および生産性の高い店舗への出店を実現しておりますが、案件を精査したことにより、当初計画100店舗に対し、新規出店実績は、66店舗（直営店50店舗、F C店15店舗、海外F C店1店舗）となり、当連結会計年度末における店舗数は1,008店舗（直営店700店舗、F C店299店舗、海外F C店9店舗）となりました。

商品戦略では、中期計画の全社方針「選ばれる独自性の確立」の核となるべく、商品のオリジナリティの更なる追求を推進してまいりました。また、消耗品の品揃えおよびクオリティの強化に、より一層努めてまいりました。SNSを通じた情報発信と情報分析を基にした話題商品の発掘や、著名キャラクターや有名ブロガーとのコラボレーション企画を行うなど、当社の強みを生かした

施策と当社プライベートブランドである「D o ! S T A R S」商品の開発を継続して実施してまいりました。また、物流や環境問題を中心としたコスト上昇に対応するため、お取引先様との連携により商品のクオリティを維持した商品開発に努め、売上高に対する原価率は前期比で0.1ポイント低下いたしました。

販売戦略では、店舗における4S（整理・整頓・清掃・清潔）、在庫管理の徹底によるムダ取り、商品発注から受け入れ、陳列にいたるまでの店舗内物流構築などのインフラ整備を継続して実施し、店舗でのムリ、ムダ、ムラを省き生産性の向上を図ったことにより、人件費率は0.2ポイント低下いたしました。また、お客様目線での売場作りの質の向上を図ってまいりました。当社独自キャラクター「はっ犬ワンドウ」の店舗への登場、参加型のイベントとして「ワークショップ」の開催、接客教育の見直しなど、ソフト面の充実を継続し、当社既存店舗の魅力を引き出すための施策を行ってまいりました。更に、店舗の戦略的なりリニューアル、本社主導での商品発注支援や、SNSと連動した陳列など、商品戦略との連動を意識した施策の実行により、直営既存店売上高につきましては前期比で、100.4%となりました。

また、前連結会計年度に行ったシステム投資関連費用等の増加及び連結子会社において物流倉庫移転に伴う費用が想定以上となったこともあり、販売費及び一般管理費合計の売上高比率は前期比で0.5ポイント増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は売上高707億41百万円（前期比102.8%）、営業利益18億50百万円（前期比89.3%）、経常利益19億78百万円（前期比87.0%）、親会社株主に帰属する当期純利益7億98百万円（前期比79.1%）となりました。

各事業の業績は、直営店売上高625億94百万円（構成比88.5%、前期比103.0%）、F C店への卸売上高72億92百万円（構成比10.3%、前期比99.2%）、その他売上高8億54百万円（構成比1.2%、前期比117.8%）となりました。

なお、セグメントの実績については、当社グループは単一セグメントのため記載しておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度は直営店50店舗の出店のほか、既存店の増床・改装などを実施した結果、設備投資総額は18億65百万円（差入保証金の支出を含む）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、目標とする経営指標を実現し安定した成長を継続するために、株式公開会社としての社会的責任を果たし、ステークホルダーとのよりよい関係の構築に努めてまいります。

現在の経営環境を踏まえて、中期的な目標の達成を計画的に進めるとともに、以下の足元における重要課題にも対処し、収益体質への変化と定着を実現させてまいります。

①店舗開発戦略：出店の加速

出店の加速のために、直営店、F C店、卸取引先、海外と全ての案件情報を一元管理し、案件ごとに最適な取引形態の判断を推進するとともに、エリア別方針策定や進捗管理により店舗数の純増と収益拡大を実現し、取引形態の多様性という差別化戦略を推進してまいります。

また、ストアデザインと施工の改良による出店投資の単価低減で、生産性向上についても継続して努めてまいります。

②商品戦略：独自性商品の開発

「選ばれる独自性の確立」の核となるべく、商品のオリジナリティの更なる追求により、差別化戦略を引き続き推進いたします。

また、当社の強みであるSNS情報発信について、情報の分析を通じた話題商品の商品化を継続し、差別化戦略に奥行きを持たせてまいります。

一方で、物流や環境問題を中心としたコスト上昇に対応するために、お取引先様と連携し、商品のクオリティを維持した商品開発に努めてまいります。

③販売戦略：販売力の向上

4 S、在庫管理の徹底によるムダ取り、インフラ整備による生産性の向上は継続しつつも、接客やイベント等、ソフト面の充実による客数・客単価の向上を図ってまいります。コンセプトを「新しい・楽しい売場」とし、お客様に今までのお買い物体験に加えて、新たなサービスの提供を拡大し、ブランド・ロイヤリティを高め、売上高とお客様満足度の向上を図り、長期的な差別化戦略となるよう引き続き努めてまいります。

④人事制度改革戦略：働き方改革への取組み

当社グループは、企業価値の向上と地域社会の貢献を実現していくうえの最大の源泉は従業員にあり、従業員の働きがい向上させることは、全社の生産性の向上に直結していると考えております。

働きがいがある職場環境創出のために、評価制度・給与制度・福利厚生制度等の見直し、優秀な人材の積極的登用、教育を軸にした人材創出を継続してまいります。

⑤情報システム戦略：変化への対応

常に変化し続けるお客様のニーズを的確に把握し、速やかに適切な対応をとることができるように、基幹システムの再構築を実施しております。

リアルPOSの情報を用いて、店舗の理論在庫数をリアルタイムで更新することにより、店舗発注業務の精度向上と効率化に努めてまいります。

また、当社とお取引先様の情報連携をスムーズに図るため、それを支える基幹システムの刷新を実施してまいります。

当社グループは、100円の価値の追求を通じて、より多くの感動をお届けいたします。

必要とされる、選ばれる企業グループであり続けるために、挑戦と進化を企業文化として浸透させてまいります。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第 22 期 (2015年11月期)	第 23 期 (2016年11月期)	第 24 期 (2017年11月期)	第25期(当期) (2018年11月期)
売 上 高(百万円)	65,241	68,041	68,829	70,741
経 常 利 益(百万円)	1,478	2,447	2,273	1,978
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	560	1,067	1,010	798
1株当たり当期純利益(円)	34.56	66.72	63.49	50.20
総 資 産(百万円)	24,344	24,427	24,540	25,952
純 資 産(百万円)	10,780	10,983	11,809	12,385
1株当たり純資産額(円)	664.30	690.23	740.56	774.58

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

	第 22 期 (2015年11月期)	第 23 期 (2016年11月期)	第 24 期 (2017年11月期)	第25期(当期) (2018年11月期)
売 上 高(百万円)	65,237	68,030	68,812	70,709
経 常 利 益(百万円)	1,485	2,273	2,051	1,933
当 期 純 利 益(百万円)	546	940	815	757
1株当たり当期純利益(円)	33.69	58.82	51.27	47.59
総 資 産(百万円)	24,351	24,141	24,268	25,679
純 資 産(百万円)	11,219	11,432	11,967	12,488
1株当たり純資産額(円)	691.33	718.47	750.52	781.11

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ア ク シ ス	10百万円	100%	日用雑貨の卸売業

(注) 当連結会計年度において、連結子会社である、感動(上海)商業有限公司の清算が終了したことから、連結の範囲から除外しております。

(5) 主要な事業内容 (2018年11月30日現在)

当社グループは、当社と国内子会社1社で構成され、日用雑貨及び加工食品を直営店舗にて販売する小売業並びにフランチャイジーなどへの卸売業を営んでおります。

(6) 主要な事業所及び店舗 (2018年11月30日現在)

① 当社

本社 東京都新宿区
 店舗 全店1,008店舗 (うち海外F C店9店舗)

地域	都道府県	店舗数	地域	都道府県	店舗数		
北海道	北海道	73	近畿	滋賀県	8		
	東北	青森県		3	京都府	17	
		岩手県		9	大阪府	73	
		宮城県		17	兵庫県	50	
		秋田県		3	奈良県	8	
		山形県		5	和歌山県	18	
		福島県		10	計	174	
		計		47	中国	鳥取県	6
	関東	茨城県		13		島根県	1
		栃木県		7		岡山県	6
群馬県		8	広島県	13			
埼玉県		63	山口県	7			
千葉県		41	計	33			
東京都		159	四国	徳島県	2		
神奈川県	92	香川県		1			
計	383	愛媛県		3			
中部	新潟県	9		高知県	2		
	富山県	8		計	8		
	石川県	5		九州・沖縄	福岡県	51	
	福井県	2	佐賀県		2		
	山梨県	2	長崎県		14		
	長野県	14	熊本県		17		
	岐阜県	15	大分県		6		
	静岡県	11	宮崎県		9		
	愛知県	37	鹿児島県		41		
	三重県	13	沖縄県		25		
計	116	計	165				

	国名	店舗数
海外	モンゴル	8
	タイ	1
	計	9

(注) 店舗数には国内F C店299店舗、海外F C店9店舗を含めております。

② 子会社

株式会社アクシス (連結子会社) : 本社 大阪府

(7) 使用人の状況 (2018年11月30日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数(名)	前期末比増減(名)
630	△2

(注) 上記使用人数のほか、嘱託・準社員(パートタイマー)及びアルバイトの最近1年間における平均人数は3,605名(1日8時間勤務換算)であります。

②当社の使用人の状況

使用人数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢	平均勤続年数
614	△4	38.0歳	11.8年

(注) 上記使用人数のほか、嘱託・準社員(パートタイマー)及びアルバイトの最近1年間における平均人数は3,605名(1日8時間勤務換算)であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2018年11月30日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 会社の株式に関する事項 (2018年11月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 42,000,000株
- ② 発行済株式の総数 16,770,200株
(自己株式857,300株を含む)
- ③ 株主数 43,478名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
城戸 一弥	3,108,000株	19.53%
有限会社ケイコーポレーション	2,205,600株	13.86%
城戸 恵子	1,766,500株	11.10%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 信託口	356,600株	2.24%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	313,900株	1.97%
キャンドゥ取引先持株会	270,700株	1.70%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	183,200株	1.15%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	160,300株	1.00%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	140,700株	0.88%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	131,500株	0.82%

- (注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
2. 上記の持株比率は自己株式 (857,300株) を控除して算出しております。
3. 上記の表には当社所有の自己株式 (857,300株) は含めておりません。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している業務執行の対価として交付された新株予約権の状況ならびに当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

2017年2月24日開催の取締役会決議

新株予約権の数(個)	400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	40,000
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 2019年3月14日 至 2021年3月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(注)2・(注)3	発行価格 1,729円 資本組入額 865円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

役員保有状況

	新株予約権の数(個)	目的となる株式数(株)	保有者数(人)
取締役(監査等委員を除く)	230	23,000	4
取締役(監査等委員)	—	—	—

当社使用人及び子会社の役員及び使用人の交付状況

	新株予約権の数(個)	目的となる株式数 (株)	交付者数(人)
当社使用人	100	10,000	5
子会社の役員及び 使用人	70	7,000	2

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1個当たり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 発行価格は、新株予約権の割当日における公正な評価単価1,728円に、行使時の払込金額1円を合算している。

なお、新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、定年退職により当社又は当社子会社の従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。

③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、本新株予約権の発行要項に準じた条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2018年11月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	城戸 一 弥	社長
取 締 役	新 宮 孝 仁	店舗開発担当・FC担当
取 締 役	望 月 園 枝	商品担当・直営担当
取 締 役	森 田 徹	管理担当・人事担当
取締役・監査等委員	古 山 利 之	常勤監査等委員
取締役・監査等委員	田 村 稔 郎	田村公認会計士事務所 所長 シンメンテホールディングス 株式会社 社外監査役
取締役・監査等委員	飯 田 直 樹	弁護士法人黒田法律事務所 パートナー弁護士 株式会社山野楽器 監査役 株式会社文教堂グループ ホールディングス 社外取締役 株式会社富士紡ホールディングス 社外監査役

- (注) 1. 取締役・監査等委員の田村稔郎及び飯田直樹の両氏は社外取締役かつ独立役員であります。
また、当社は、上記2氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
2. 取締役・監査等委員の田村稔郎氏は、公認会計士資格を有しており、会計の専門家として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
取締役・監査等委員の飯田直樹氏は、弁護士資格を有しており法律の専門家として法令、コンプライアンスに関して相当程度の知見を有しております。
3. 取締役・監査等委員の古山利之氏は、常勤の監査等委員であります。当社の業務執行取締役経験者であり常勤者として情報収集の実効性向上、社外監査等委員との効率的な情報共有により監査の質を高めております。
4. 当社は監査等委員会の職務の補助にあたっては、選任された担当者が対応する体制をとっております。

(2) 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	4名 (-名)	114百万円 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	5名 (4名)	19百万円 (9百万円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (4名)	133百万円 (9百万円)

- (注) 1. 合計（支給人員）欄に記載された人数は延べ人数であり、退任した取締役2名（社外取締役2名）を含めており、実際的人数は7（2）名であります。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2016年2月25日開催の定時株主総会において、役員賞与を含む報酬等の額を年額150百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。また、別枠で2017年2月24日開催の定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額50百万円以内と決議いただいております。
- 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年2月25日開催の定時株主総会において報酬額を年額30百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員等に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

当社と監査等委員である取締役田村稔郎氏の兼職先である田村公認会計士事務所、社外監査役を務めているシンメンテホールディングス株式会社との間に重要な取引関係はありません。

また、当社と監査等委員である取締役飯田直樹氏の兼職先である弁護士法人黒田法律事務所、監査役を務めている株式会社山野楽器、社外取締役を務めている株式会社文教堂グループホールディングス、社外監査役を務めている株式会社富士紡ホールディングスとの間に重要な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

監査等委員である取締役田村稔郎氏は、当事業年度に開催した取締役会13回中11回、監査等委員会13回中13回に出席し、会計の専門家として、主に財務及び会計に関する発言を行っております。

監査等委員である取締役飯田直樹氏は、就任後当事業年度に開催した取締役会10回中10回、監査等委員会10回中10回に出席し、法務の専門家としての立場から主に法務・内部統制等に関する発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、同委員会で作成済の「会計監査人監査の相当性判断チェックシート」に従い、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の再任並びに報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

〈内部統制システムの整備に関する基本方針〉

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範に適合した行動をとるための規準である「キャンドゥ行動規範」の更なる周知徹底を図ります。「内部統制委員会」を設置し、全社横断的なコンプライアンスの取組みの推進・向上を図ります。また、社長直轄の内部監査室が社内業務全般のコンプライアンス状況を監査するとともに、内部通報制度によりコンプライアンス上、疑義ある行為の把握と防止に努めます。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「文書管理規程」その他の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を記録した文書等（電磁的媒体を含む）を保存し、必要に応じて監査等委員である取締役が検索・閲覧可能な状態で管理します。

③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理の基本方針は取締役会にて決定するものとし、リスク管理の基本方針を「リスク管理規程」に定め、各業務毎のリスク管理体制を構築し、損失発生 of 事前防止に努めます。また、「内部統制委員会」が全社のリスク管理を統括し、各部署におけるリスク管理体制整備を支援、推進するとともに、その実施状況の評価、リスク管理担当取締役への報告を行います。不測の事態が発生した場合は社長直轄の「対策本部」を設置し、損害を最小限に止めるべく迅速に対応します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則毎月開催し、重要事項の決議や「中期経営計画」及び「年度予算」を策定します。これらを達成するため、「経営会議」において、担当取締役がその進捗と対策実施状況を報告するとともに、取締役会から委譲された範囲で重要事項の事前審議並びに機動的な業務意思決定を行います。各業務の執行は「業務分掌規程」「職務権限規程」その他の規程に定める権限と責任及び実施手続に従って遂行されます。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社は「キャンドゥ行動規範」を遵守し、また、グループで「ビジョン」を共有し、グループ全体としてのコンプライアンス体制及び内部統制の構築に努めます。

グループ各社を担当する取締役は当該会社の管理体制を整備し、業務執行状況を取締役会等に定期的に報告します。

当社は、当社グループにおけるリスクを抽出し、内部統制委員会において当該リスクがもたらす損失発生を防止するための対策を定めることとし、リスク発生時の最小化のための事後処理、再発防止策の効果的かつ効率的な実行により、事業継続と安定的発展を確保することとします。

当社と子会社間の取引については、グループ外の企業との取引と同様に、相互の利益を尊重して契約審査、価格決定手順等を規定等に従って実施します。子会社の株主総会議案に対しては、その適法性、妥当性、効率性の観点から取締役会及び経営会議で慎重に審議のうえ、議決権を行使します。

当社の監査等委員である取締役と子会社の監査役との連携を強化するため定期的に連絡会を設け、更に監査等委員会は会計監査人及び内部監査室と連携してグループ企業の監査を実施します。

⑥当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の体制及びその補助する使用人の独立性の確保について

必要に応じて、監査等委員会の業務を補助すべき使用人を監査補助者として置くものとし、その選任、異動、人事考課については取締役会の協議事項とします。監査補助者は監査等委員会から監査業務に関する指揮命令を受けたときは、これに関して監査等委員である取締役以外の取締役及び他の使用人の指揮命令は受けられないものとし、ます。

⑦監査等委員会の監査補助者に対する指示の実効性確保に関する事項

監査補助者は、専ら監査等委員である取締役の指示に従ってその監査職務の補助を行うものとし、監査等委員会又は監査等委員である取締役と定期的に会合を持つなど、相互に連携をし、監査の実効性確保を図ります。また、監査補助者が、監査業務に関する指揮命令を受けたときは、独立性を確保するため、これに関して監査等委員以外の取締役及び他の使用人の指揮命令は受けられないものとし、ます。

また、監査等委員に対する報告を理由とした監査補助者への不利な取り扱いを禁止し、その旨の周知徹底を図ります。

⑧当社の監査等委員以外の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

定例取締役会等において代表取締役及び各業務執行取締役は担当する業務の執行状況を報告します。この他、監査等委員である取締役は経営会議等の重要会議への出席、監査等委員以外の取締役及び使用人からの説明・報告、業務執行に関する文書等の閲覧を求めることができるものとします。代表取締役及び各業務執行取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに監査等委員会に報告します。また、内部監査の状況、内部通報の状況についても適時に監査等委員会に報告します。監査等委員会は、代表取締役及び各業務執行取締役、会計監査人、内部監査室とそれぞれ意見・情報交換のための会合を定期的開催します。

子会社の取締役、監査役及び従業員または、これらの者から報告を受けた者は法令定款違反やその恐れ、または会社に著しい影響を及ぼしうる重要な事実を発見したときは、遅滞なく監査等委員に報告をするものとします。

⑨監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る)について生ずる費用等の前払い又は償還手続きについては、監査等委員会の職務執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、監査等委員の請求等に従い、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

⑩反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力との関係を断絶するため「キャンドウ行動規範」を定めております。本行動規範に基づき、反社会的勢力については、毅然として対応し、一切関係を持ちません。

また、その実効性を担保するために「株式会社キャンドウ コンプライアンスマニュアル」を定め、定期的に全社で開催しております勉強会等の活動を通じて、その周知徹底を図っております。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当事業年度における主な取組みは、以下のとおりであります。

(1)コンプライアンスに対する取組み

当社では、「株式会社キャンドウ コンプライアンスマニュアル」を当社グループ行動規範に準拠する形に再編成いたしました。

また、コンプライアンス勉強会をアルバイトを含む全従業員を対象に毎月実施いたしました。

更に、グループ会社においても、独自のテーマも加え、全従業員を対象に毎月実施いたしました。

(2) リスク管理に対する取組み

当社グループにおいて重要な損失の危険に関する事項は、各部門管理者の実施報告内容を、内部統制委員会における協議並びに検証を経て、取締役会等において報告が行われております。

当事業年度では、内部統制システムによる「リスク管理体制・内部統制・法令遵守体制に関するチェックリスト」でのチェックを実施し、リスク管理の精度向上を図りました。

(3) 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み

取締役会においては、議案の審議や各部門より業務執行に係る報告を受け、業務執行の監督を行いました。

(4) 監査等委員会の職務の執行について

監査等委員は、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会開催後に監査等委員会を開催し、必要に応じて代表取締役、取締役等と監査内容についての意見交換を実施いたしました。また、会計監査人より監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項について意見交換を実施いたしました。

(5) 内部監査の実施状況について

内部監査室は、内部監査計画に基づき、次に掲げる監査並びにモニタリングを実施いたしました。

①当社及び当社子会社における業務の適正性、法令遵守状況並びにリスク管理状況に関する業務監査

②財務報告に係る内部統制監査

③内部通報制度の運用状況

(6) グループ企業監査の適正確保のための体制

グループ企業監査の適正を確保するため、監査等委員、内部監査室、グループ企業監査役の連携による内部統制及び会計監査を実施いたしました。

連結貸借対照表

(2018年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	25,952	(負債の部)	13,567
流動資産	13,023	流動負債	10,268
現金及び預金	4,299	買掛金	3,887
売掛金	523	電子記録債務	4,208
商品	5,650	未払金	632
未収入金	1,760	フランチャイズ未払金	46
フランチャイズ未収金	6	未払法人税等	449
前払費用	347	未払消費税等	187
繰延税金資産	198	未払費用	675
その他	254	預り金	38
貸倒引当金	△18	資産除去債務	26
固定資産	12,928	その他	117
有形固定資産	5,727	固定負債	3,298
建物	4,400	預り保証金	347
車両運搬具	3	退職給付に係る負債	1,531
工具、器具及び備品	1,321	負ののれん	323
建設仮勘定	2	資産除去債務	1,095
無形固定資産	633	(純資産の部)	12,385
商標権	28	株主資本	12,345
ソフトウェア	517	資本金	3,028
電話加入権	22	資本剰余金	3,065
ソフトウェア仮勘定	65	利益剰余金	7,480
投資その他の資産	6,567	自己株式	△1,228
投資有価証券	140	その他の包括利益累計額	△20
出資金	2	繰延ヘッジ損益	△5
破産更生債権等	9	退職給付に係る調整累計額	△14
長期前払費用	173	新株予約権	59
繰延税金資産	1,008		
敷金及び保証金	5,267		
その他	7		
貸倒引当金	△14		
投資損失引当金	△26		
資産合計	25,952	負債純資産合計	25,952

連結損益計算書

(2017年12月1日から
2018年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		70,741
売 上 原 価		43,409
売 上 総 利 益		27,332
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		25,481
営 業 利 益		1,850
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
事 務 手 数 料 収 入 等	34	
雑 収 入	45	
負 の の れ ん 償 却 額	38	
そ の 他	26	144
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
為 替 差 損	2	
雑 損 失	8	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3	
そ の 他	1	16
経 常 利 益		1,978
特 別 利 益		
営 業 補 償 金 収 入	60	60
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	121	
長 期 前 払 費 用 償 却	1	
減 損 損 失	427	
そ の 他	6	556
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,481
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	698	
法 人 税 等 調 整 額	△15	683
当 期 純 利 益		798
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		798

連結株主資本等変動計算書

(2017年12月1日から
2018年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2017年12月1日 残高	3,028	3,065	6,999	△1,228	11,865
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△270		△270
親会社株主に 帰属する 当期純利益			798		798
連結範囲の変動			△47		△47
連結範囲の変動に伴う為替 換算調整勘定の増減					
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	480	—	480
2018年11月30日 残高	3,028	3,065	7,480	△1,228	12,345

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価 差額	繰延ヘッジ 損益	為替換算調 定勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累 計合計		
2017年12月1日 残高	—	△34	△49	3	△80	24	11,809
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△270
親会社株主に 帰属する 当期純利益							798
連結範囲の変動							△47
連結範囲の変動に伴う為替 換算調整勘定の増減			49		49		49
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)		29		△18	10	34	45
連結会計年度中の変動額合計	—	29	49	△18	60	34	575
2018年11月30日 残高	—	△5	—	△14	△20	59	12,385

貸借対照表

(2018年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	25,679	(負債の部)	13,190
流動資産	12,753	流動負債	10,236
現金及び預金	3,830	買掛金	3,881
売掛金	518	電子記録債務	4,208
商品	5,500	未払金	614
未収入金	1,754	フランチャイズ未払金	46
フランチャイズ未収金	6	未払法人税等	448
前渡金	399	未払消費税等	187
前払費用	345	未払費用	675
繰延税金資産	163	預り金	22
その他	252	資産除去債務	26
貸倒引当金	△17	その他	125
固定資産	12,925	固定負債	2,953
有形固定資産	5,725	預り保証金	347
建物	4,400	退職給付引当金	1,510
車両運搬具	2	資産除去債務	1,095
工具、器具及び備品	1,320	(純資産の部)	12,488
建設仮勘定	2	株主資本	12,429
無形固定資産	633	資本金	3,028
商標権	28	資本剰余金	3,065
ソフトウェア	517	資本準備金	3,065
電話加入権	22	利益剰余金	7,563
ソフトウェア仮勘定	65	利益準備金	6
投資その他の資産	6,565	その他利益剰余金	7,556
投資有価証券	140	繰越利益剰余金	7,556
関係会社株式	10	自己株式	△1,228
出資金	2	新株予約権	59
関係会社長期貸付金	18		
破産更生債権等	9		
長期前払費用	173		
繰延税金資産	998		
敷金及び保証金	5,245		
その他	7		
貸倒引当金	△14		
投資損失引当金	△26		
資産合計	25,679	負債純資産合計	25,679

損 益 計 算 書

(2017年12月 1 日から)
(2018年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		70,709
売 上 原 価		44,010
売 上 総 利 益		26,699
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		24,855
営 業 利 益		1,843
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
事 務 手 数 料 収 入 等	34	
雑 収 入	45	
そ の 他	27	106
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	2	
雑 損 失	8	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3	
そ の 他	1	16
経 常 利 益		1,933
特 別 利 益		
営 業 補 償 金 収 入	60	60
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	121	
減 損 損 失	427	
そ の 他	2	551
税 引 前 当 期 純 利 益		1,442
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	694	
法 人 税 等 調 整 額	△9	685
当 期 純 利 益		757

株主資本等変動計算書

(2017年12月1日から)
(2018年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金					
		資本準備金	資本剰余金計 合	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金計 合			
2017年12月1日 残高	3,028	3,065	3,065	6	7,070	7,077	△1,228	11,942	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△270	△270		△270	
当期純利益					757	757		757	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	486	486	—	486	
2018年11月30日 残高	3,028	3,065	3,065	6	7,556	7,563	△1,228	12,429	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2017年12月1日 残高	—	—	24	11,967
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△270
当期純利益				757
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			34	34
事業年度中の変動額合計	—	—	34	521
2018年11月30日 残高	—	—	59	12,488

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年1月18日

株式会社キャンドウ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 斎藤 毅文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 則彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キャンドウの2017年12月1日から2018年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャンドウ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年1月18日

株式会社キャンドウ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 齋藤 毅文 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 浅井 則彦 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャンドウの2017年12月1日から2018年11月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2017年12月1日から2018年11月30日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年1月23日

株式会社キャンドウ 監査等委員会

取締役(監査等委員・常勤) 古山 利之 ㊟

取締役(監査等委員) 田村 稔郎 ㊟

取締役(監査等委員) 飯田 直樹 ㊟

(注) 監査等委員田村稔郎並びに飯田直樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配分につきましては、将来の事業拡大と企業体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績と連動した安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
普通株式1株につき8円50銭とさせていただきたく存じます。
なお、この場合の配当総額は、135,259,650円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年2月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件


取締役(監査等委員である取締役を除く。本議案において以下同じ)4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	 <p>き ど か ず や 城 戸 一 弥 (1985年7月9日生)</p>	<p>2007年4月 当社入社 2007年9月 当社 商品部 次長 2009年11月 当社 経営企画室 室長 2010年2月 当社 取締役 経営企画室 室長 2011年2月 当社 代表取締役 2011年2月 当社 代表取締役 社長(現任)</p>	3,108,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、取締役会にて決議事項や報告事項において適切な説明を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。</p> <p>また、候補者は、当社の企業価値向上、収益体質への変化に努めてまいりました。企業理念、ビジョンの浸透を機に、行動基準を定め定着を図るとともに、中期経営計画においては全社方針の他、各事業年度の方針を示すことで、会社の進むべき道をより明確に示し、様々な施策を実行しております。</p> <p>引き続き経営の指揮を執り、持続的な成長を目指していくことが最適であると判断し、取締役として適任と考えております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	 <small>しん ぐう たか ひと</small> <small>新 宮 孝 仁</small> (1974年4月19日生)	2001年7月 当社入社 2011年3月 当社 店舗開発部 開発課 課長 2013年12月 当社 店舗開発部 部長 2015年12月 当社 執行役員 店舗開発部 部長 2016年11月 株式会社アクシス取締役 2017年2月 当社 取締役 店舗開発担当 2017年12月 当社 取締役 店舗開発担当・ F C 担当 (現任) 2018年11月 株式会社アクシス取締役 (現任)	2,300株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。主に店舗開発における豊富な経験な識見を活かして積極出店政策を推進するとともに、2017年12月より、国内・海外F C部門も管掌し、更には海外卸売等、部門を跨いだ案件と営業進捗状況の一元化を推進するなど、当社の成長基盤の構築に中心的な役割を担っていることから、取締役として適任と考えております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	 <p>もちづき その え 望 月 園 枝 (1966年3月7日生)</p>	<p>1988年3月 株式会社東京スタイル入社 2007年3月 同社スタイルコム事業部 部長 2009年3月 同社執行役員 コーディネーター デザイン室担当 2010年3月 同社執行役員総合商品企画室 室長 兼 デザイン室担当 2010年9月 同社執行役員 総合商品企画室 室長 兼 デザイン室担当 兼 マーケティング部担当 2011年9月 同社執行役員 総合商品企画室 室長 兼 マーケティング部担当 2013年9月 当社入社 2013年10月 当社 商品戦略室 室長 2014年6月 当社 商品部 次長 2015年12月 当社 執行役員 商品部 部長 2017年2月 当社 取締役 商品担当・直営 担当 (現任)</p>	3,500株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。商品開発、マーケティング領域における豊富な経験と識見を活かして商品部門を牽引するとともに、2017年2月からは直営部門についても管掌し、直営店舗の生産性向上を牽引するなど、当社の収益基盤の構築に中心的な役割を担っていることから、取締役として適任と考えております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	 <p>もり た ち おおる 森 田 徹 (1977年8月17日生)</p>	<p>2001年2月 当社入社 2008年1月 当社 神奈川エリア エリアマネージャー 2013年1月 当社 西日本営業所 所長 2015年12月 当社 首都圏営業所 所長 2016年12月 当社 管理部 部長 2017年2月 当社 執行役員 管理部 部長 2017年11月 株式会社アクシス 取締役 2017年12月 当社 執行役員 管理部 部長 兼 人事部 部長 2018年2月 当社 取締役 管理担当・人事 担当 (現任)</p>	3,500株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>候補者は、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。現場を熟知する候補者が間接部門を牽引することで、経営方針に直結する全社横断的な業務執行を的確かつ効率的に計画・実行するにあたり重要な役割を果たしており、取締役として適任と考えております。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. なお、候補者選任にかかる監査等委員会の意見の概要は以下のとおりです。

「当委員会は、取締役候補者について、各候補者の資質及び取締役会全体の実効性等の観点から、検討を行いました。その結果、当社事業に対し豊富な知識・経験を有し当社の企業理念・経営手法に造詣が深い者が候補者となっており、監査等委員である取締役も合わせて取締役会全体を見たとき、業務執行の決定を通じた企業価値の向上など取締役会に期待される役割を果たし得る人選がなされていることなどから、本議案で提案されている全ての取締役候補者は妥当であると判断しました。」


3. 各候補者の所有する当社株式の数は、2018年11月30日現在の株式数を記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役古山利之氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
 おか だ こう じ 岡 田 浩 史 (1963年2月1日生)	1997年10月 当社入社 2012年12月 当社 内部監査室 室長 2013年12月 当社 管理本部 経理財務部 財務課 課長 兼 I R 担当 2018年3月 当社 内部監査室 室長 (現任)	100株

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

候補者は、当社における業務執行と内部統制並びに監査両面の経験を経て幅広い知見を有しております。I R 担当の経験を有し、当社の企業情報の適時・公正な提供を担ってまいりました。また、候補者は、内部監査室室長として、全社業務を監査し、監査等委員である取締役、会計監査人と連携し、当社の内部統制システムの構築・運用における中心的な役割を果たしてまいりました。

当社における豊富な経験に裏付けられた実効的な監査が期待されることから、当社の監査等委員である取締役として適任と考えております。

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。


2. 岡田浩史氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
 <p data-bbox="245 981 539 1070">しん た もと き 信 太 元 紀 (1973年8月10日生)</p>	<p data-bbox="580 591 1181 658">2006年1月 信太公認会計士事務所 設立 同所 所長 (現任)</p> <p data-bbox="580 667 1181 808">2008年7月 財団法人ライフ・エクステンション 研究所 (現 公益財団法人ライ フ・エクステンション研究所) 監 事 就任 (現任)</p> <p data-bbox="580 817 1181 920">2016年5月 社会福祉法人横浜市リハビリテー ション事業団 監事 就任 (現任)</p>	<p data-bbox="1305 824 1356 853">一株</p>
<p data-bbox="245 1099 959 1128">【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p data-bbox="236 1144 1370 1391">候補者は、公認会計士、税理士としての経験と監査・監督における豊富な経験・識見を有しており、専門的な識見及び経験から当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと期待されます。同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 信太 元紀氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 候補者が監査等委員である取締役に就任することとなった場合には、会社法第427条第1項に定める責任を限定する契約を締結する予定であり、この場合、当該契約に基づく賠償限度額は、法令が規定する額といたします。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対する 譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する役員賞与を含む報酬等の額は、2016年2月25日開催の第22回定時株主総会において年額150百万円以内(うち社外取締役分は年額10百万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)とご承認いただいております。別枠で、2017年2月24日開催の第23回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額は年額50百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、上記の株式報酬型ストック・オプション報酬に代え、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

なお、本議案を株主の皆様にご承認いただければ、従来の株式報酬型ストック・オプションは廃止することとし、今後、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わない予定です。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という)とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、上記の取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する報酬等の額とは別枠で、年額50百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたたく存じます。

現在の監査等委員を除く取締役は4名ですが、第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員を除く取締役は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む)又は株式併合が行われた場

合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する) いたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という)を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年ないし5年の間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という)。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約又は分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
 ハイアットリージェンシー東京 地下1階「センチュールーム」
 電話番号 03-3348-1234



- 地下鉄大江戸線「都庁前駅」C4出口(A7出口より連絡通路経由)
- JR線他各線「新宿駅」西口より徒歩約9分…都庁方面地下道(動く歩道有)を直進、地上に出たから右手に新宿住友ビルを見て進み、右手会場前の階段を上り正面玄関(2階)から地下1階にお越しください。
 ※小田急ハルク前35番バス停より無料シャトルバスを午前8時10分から20分間隔で運行しております(席に限りがございます。満員の場合は時間に拘らず発車させていただき、乗れない場合もございますので何卒ご了承くださいませ)
- 地下鉄丸ノ内線「西新宿駅」都庁方面地下通路経由 徒歩約6分 C4出口連絡通路直結

